



2024年3月15日

各位

会社名 Appier Group 株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 游直翰  
(コード番号: 4180 東証プライム)  
問い合わせ先 Senior Vice President of Finance 橘 浩二  
(TEL 03-6435-6617)

## 第6回定時株主総会付議議案の一部取り下げに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月27日開催予定の第6回定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)に付議予定の「第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件」の一部を取り下げ、内容を変更することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本総会における第2号議案に関する議決権行使につきましては、一部取り下げ後の監査等委員である取締役候補者2名に関する議決権行使のみを有効なものとして取り扱わせていただきます。また、既にお送りいただいている委任状に関しましても、一部取り下げ後の監査等委員である取締役候補者2名に関する議決権行使のみを有効なものとして取り扱わせていただきます。

招集ご通知につきましては、既に印刷及び発送手続きが完了しているため、お手元に届くもの及び2024年3月5日に当社ウェブサイトにて開示したものは変更前のものとなりますので、何卒ご了承ください。

### 記

#### 1. 変更の理由

監査等委員である取締役候補者のチュン・チャーコン氏(候補者番号3)につき、同氏の勤務先の他社社外取締役を含む報酬を伴う外部役職の兼務にかかる方針が変更となったことから、同氏を取締役候補者から取り下げ、本総会に付議予定の「第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件」の一部を取り下げ、内容を変更することいたしました。

チュン・チャーコン氏が当社の取締役就任に対し前向きなご意向を示していただき、また所属組織の方針が変更された後、速やかにご連絡いただいたことに関しまして、感謝申し上げます。

なお、第2号議案の内容変更に伴い、第3号議案の記載も一部変更しております。

2. 変更の内容(変更箇所に下線を付しております)

(1) 招集ご通知表紙 決議事項

(変更前)

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

(変更後)

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

(2) 招集ご通知2頁 3. 目的事項 決議事項

(変更前)

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

(変更後)

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

(3) 招集ご通知 14 頁～17 頁 第2号議案及び第3号議案

(変更前)

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役尾下大介及び何經華は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数(株)
1	尾下 大介	1978年6月14日	2000年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 2004年10月 尾下公認会計士事務所設立 2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 2015年7月 Nagashima Ohno & Tsunematsu LLP 2017年9月 株式会社東京証券取引所出向(日本取引所自主規制法人へ再出向) 2019年10月 CrossOver法律事務所設立 代表弁護士(現任) 2020年3月 株式会社OKAN 監査役就任(現任) 2020年9月 当社取締役監査等委員就任(現任) 2020年11月 株式会社REAPRA 監査役就任(現任) 2021年5月 株式会社イッセイ ミヤケ 監査役就任(現任)	—
2	何 經華 Ching-Hua Ho	1956年5月10日	1990年10月 Sybase Inc. Major Account Director, Mid-Atlantic Region 1995年9月 Oracle Corporation Managing Director Oracle Taiwan 2000年1月 Broadvision, Inc. JSVP/GM Asia Pacific and Japan 2002年4月 UFSOFT, Inc. CEO 2006年12月 Kingdee Software Inc. CEO 2008年9月 JPC, Inc. Director(現任) 2010年9月 Camelot Inc. COO 2018年9月 Mayo Human Capital Inc. Director(現任) 2022年3月 当社取締役監査等委員就任(現任)	—
3	チュン・ チーゴン Choun Chee Kong	1965年10月1日	<u>1990年8月</u> <u>OA Networks</u> <u>1995年6月</u> <u>Hewlett-Packard</u> <u>1999年12月</u> <u>SurfGold</u> <u>2008年10月</u> <u>Edenred</u> <u>2013年10月</u> <u>Pavilion Capital</u> <u>Head, Japan Investments(現任)</u> <u>2016年9月</u> <u>Sky Grant Enterprises Director(現任)</u> <u>2019年9月</u> <u>Cycraft Technology Director(現任)</u> <u>2019年12月</u> <u>Miniwiz Director(現任)</u>	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者です。
3. 尾下大介は、日本及び米国における弁護士及び公認会計士としての豊富な職務経験並びに日本取引所自主規制法人の上場審査部での職務経験、及びそれらを通して培われた幅広い見識を有しており、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する助言・提言を期待できるものと考えております。また、当社は尾下大介を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は引き続き独立役員として届け出る予定です。
4. 何經華は、エンタープライズ向け業務ソフトウェアを提供する複数の企業においてCEOとしての豊富な経営経験及び幅広い見識を有しており、エンタープライズ・ソフトウェア市場におけるダイナミズムを俯瞰し、当社の事業戦略及び

販売戦略に対する有益な助言を得られるものと期待しております。また同氏のグレーターチャイナ地域事業における豊富な経営経験及び識見並びに他の上場会社での社外取締役としての経験からも、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの経営に対する監督が期待できることから、当社の企業価値の向上及び中長期的な成長のためには、同氏の幅広い経験及び資質が必要不可欠であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は何經華を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は引き続き独立役員として届け出る予定です。

5. チュン・チーコンは、ベンチャーキャピタルであるPavilion CapitalのHead, Japan Investmentsとしての豊富な職務経験、及びそれらを通して培われた幅広い見識を有しており、経営全般及びM&Aについての助言・提言を期待できると考えております。また、チュン・チーコンは東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、本議案が承認可決された場合は、新たに独立役員として届け出る予定です。
6. 何經華は、台湾の上場企業2社(Mayo Human Capital Inc. 及びJPC, Inc.)の社外取締役を兼任しておりますが、当社は、同氏から当該兼任先における職務負担の程度につき説明を受け、十分に当社社外取締役としての業務を遂行できると判断しております。
7. 当社は、尾下大介及び何經華との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続するとともに、チュン・チーコンとの間においても同内容の契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。
8. 当社は、尾下大介及び何經華との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(2) 補償契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続するとともに、チュン・チーコンとの間においても同内容の契約を締結する予定です。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
10. 尾下大介は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7か月となります。
11. 何經華は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬限度額について、2020年5月29日開催の臨時株主総会において、年額30,000,000円以内と決議いただいております。この度、改めて監査等委員である取締役の報酬枠について見直しを行い、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準も鑑み、優秀な人材を確保することを目的として、報酬限度額を年額50,000,000円以内に改定させていただきたく存じます。

本改定は、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準等を総合的に勘案し、相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は4名(うち社外取締役4名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名(うち社外取締役5名)となります。

(変更後)

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役尾下大介及び何經華は任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数(株)
1	尾下 大介	1978年6月14日	2000年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 2004年10月 尾下公認会計士事務所設立 2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 2015年7月 Nagashima Ohno & Tsunematsu LLP 2017年9月 株式会社東京証券取引所出向(日本取引所自主規制法人へ再出向) 2019年10月 CrossOver法律事務所設立 代表弁護士(現任) 2020年3月 株式会社OKAN 監査役就任(現任) 2020年9月 当社取締役監査等委員就任(現任) 2020年11月 株式会社REAPRA 監査役就任(現任) 2021年5月 株式会社イッセイ ミヤケ 監査役就任(現任)	—
2	何 經華 Ching-Hua Ho	1956年5月10日	1990年10月 Sybase Inc. Major Account Director, Mid-Atlantic Region 1995年9月 Oracle Corporation Managing Director Oracle Taiwan 2000年1月 Broadvision, Inc. JSVP/GM Asia Pacific and Japan 2002年4月 UFSOFT, Inc. CEO 2006年12月 Kingdee Software Inc. CEO 2008年9月 JPC, Inc. Director(現任) 2010年9月 Camelot Inc. COO 2018年9月 Mayo Human Capital Inc. Director(現任) 2022年3月 当社取締役監査等委員就任(現任)	—

(注)1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者は、社外取締役候補者です。

3. 尾下大介は、日本及び米国における弁護士及び公認会計士としての豊富な職務経験並びに日本取引所自主規制法人の上場審査部での職務経験、及びそれらを通して培われた幅広い見識を有しており、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス等に関する助言・提言を期待できるものと考えております。また、当社は尾下大介を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合は引き続き独立役員として届け出る予定です。

4. 何經華は、エンタープライズ向け業務ソフトウェアを提供する複数の企業においてCEOとしての豊富な経営経験及び幅広い見識を有しており、エンタープライズ・ソフトウェア市場におけるダイナミズムを俯瞰し、当社の事業戦略及び販売戦略に対する有益な助言を得られるものと期待しております。また同氏のグレーターチャイナ地域事業における豊富な経営経験及び見識並びに他の上場会社での社外取締役としての経験からも、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの経営に対する監督が期待できることから、当社の企業価値の向上及び中長期的な成長のためには、同氏の幅広い経験及び資質が必要不可欠であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社は何經華を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が

承認可決された場合は引き続き独立役員として届け出る予定です。

5. 何經華は、台湾の上場企業2社(Mayo Human Capital Inc. 及びJPC, Inc.)の社外取締役を兼任しておりますが、当社は、同氏から当該兼任先における職務負担の程度につき説明を受け、十分に当社社外取締役としての業務を遂行できると判断しております。
6. 当社は、尾下大介及び何經華との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額です。
7. 当社は、尾下大介及び何經華との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、その内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(2) 補償契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案が承認可決された場合、当該契約を継続する予定です。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
9. 尾下大介は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年7か月となります。
10. 何經華は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社は、監査等委員である取締役の報酬限度額について、2020年5月29日開催の臨時株主総会において、年額30,000,000円以内と決議いただいております。この度、改めて監査等委員である取締役の報酬枠について見直しを行い、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準も鑑み、優秀な人材を確保することを目的として、報酬限度額を年額50,000,000円以内に改定させていただきたく存じます。本改定は、昨今の当社業績の推移や同業他社の取締役の報酬水準等を総合的に勘案し、相当であると考えております。

現在の監査等委員である取締役は4名(うち社外取締役4名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名(うち社外取締役4名)となります。

以上